

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	耐震フォローアップ業務の委託について
--------	--------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：都市計画部防災都市づくり課）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	耐震フォローアップ業務
<b>担当課</b>	防災都市づくり課
<b>目的</b>	<p>これまでに予備耐震診断、耐震モデル地区事業の住まいのアドバイザー派遣又は詳細耐震診断（以下「予備耐震診断等」という。資料40-1参照）を受けた下記対象者が、本年4月に発生した熊本地震を契機に耐震化の必要性を改めて深く認識し、耐震改修工事の実施を検討し始める傾向にある。</p> <p>この防災意識の高まりを耐震改修工事の実施につなげるため、耐震の専門家が戸別に訪問し、補助要件の見直しの説明等、個々の事情に応じた支援を行う。</p>
<b>対象者</b>	これまでに予備耐震診断等を受けた区内に存する木造住宅について、現在の所有者又は現在の所有者の承認を得て居住する者（以下「所有者等」という。）
<b>事業内容</b>	<p>本件は、これまでに予備耐震診断等を受けた区内に存する木造住宅を対象に、次に掲げる業務を委託するものである。</p> <p><b>【耐震フォローアップ業務の内容】</b> 耐震フォローアップ業務とは、耐震化を検討している方を対象に、耐震化の普及啓発及び補助制度の周知を重ねて行うことで、耐震改修工事の実施につなげていく業務である。具体的には、次に掲げる業務をいう。</p> <p><b>1 戸別訪問対象建築物の抽出</b> これまで予備耐震診断等を受けた区内に存する木造住宅を対象に、建築物の状況を調査したうえで、耐震改修工事費補助（資料40-2）の対象建築物を抽出し、下記③の戸別訪問対象建築物を決定する。 [具体的手順] ① 「予備耐震診断等に係る報告書」及び「モデル地区内の普及啓発活動、耐震診断等業務委託報告書」（以下「予備耐震診断結果報告書等」という。）に基づき、建築物の耐震性、構造、接道状況等を調査する。 ② 上記①に基づき、次に掲げるすべての条件を満足する建築物を抽出する。 ・一般診断法（※1）の適用範囲内（在来軸組構法住宅（※2）等の木造住宅）のもの ・延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの ・地階を除く階数が2以下のもの ③ 上記②により抽出された建築物を戸別訪問対象建築物とする。</p> <p><b>2 戸別訪問</b> 戸別訪問対象建築物の所有者等に対して、耐震の専門家が戸別に訪問し、耐震化の普及啓発を行うことで、耐震改修工事へのきっかけづくりを行う。 [具体的手順] ① 戸別訪問対象建築物の所有者等に対して、戸別訪問を実施し、区の耐震化支援事業（補助要件の改正点を含む。）及び耐震化の必要性について説明する。 ・区の耐震化支援事業（資料40-2）の説明 <b>【主な説明事項】</b> ○制度の改正内容 ア 耐震改修工事費補助の所得要件撤廃、補助対象に道路突出・無接道を追加（資料40-2の9頁） イ 耐震シェルター・耐震ベッド設置費補助の追加（資料40-2の9～11頁） ・耐震化の必要性の啓発 ・耐震化の意向調査</p> <p>（対象数：約1,500件）</p> <p>※1…一般診断法とは、非破壊による調査により、建築物の耐震性能を示す上部構造評点（資料40-2の7頁）を計算する診断法をいう。なお、評点の計算にあたっては、立地条件や延べ床面積から必要耐力を、基礎や壁・柱の仕様や接合部の状況等から保有耐力を、それぞれ当該調査により算出する。 ※2…在来軸組構法住宅とは、木造建築物の内、柱や梁などで支える構造を採用した建築物のことをいう。なお、在来軸組構法住宅の基礎にはコンクリートの基礎を、柱や梁などには工場プレスカットされた木材が使われることが多い。</p>

## 件名 耐震フォローアップ業務の委託について

保有課(担当課)	防災都市づくり課
登録業務の名称	耐震化支援事業
委託先	未定(特命随契により決定する予定〔一般社団法人 新宿区建築設計事務所協会を想定〕)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【これまでに予備耐震診断等を実施した木造住宅の所有者等に係る情報項目】 【提供する情報】 別紙のとおり 【収集させる情報】 <u>耐震改修工事に向けた意向</u>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体 ※…区が委託先に予備耐震診断結果報告書等を提供する。
委託理由	下記の委託内容を、多くの建築実務精通者を有する事業者へ委託することにより、迅速かつ的確に業務を遂行するため
委託の内容	1 戸別訪問対象建築物の抽出 これまで予備耐震診断等を受けた区内に存する木造住宅を対象に、建築物の状況を調査したうえで、耐震改修工事費補助の対象建築物を抽出し、戸別訪問対象建築物を決定する。 2 戸別訪問 戸別訪問対象建築物の所有者等に対して、耐震の専門家が戸別に訪問し、耐震化の普及啓発を行うことで、耐震改修工事へのきっかけづくりを行う。 3 報告書の作成 <u>戸別訪問対象建築物の抽出については、調査結果を一覧にし、戸別訪問結果は個票データ及び分析結果をまとめる。</u>
委託の開始時期及び期限	平成29年4月上旬から平成29年12月末まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 仕様書に本業務で作成した図書、データ類は区に帰属する旨を記載する。 3 業務終了後、委託に当たり提供した情報を返却させる。 4 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 提供された情報は施錠できる保管庫等に保管させる。 3 受託事業者が取り扱う情報は、戸別訪問を実施する際に所在地や建築物に関する情報を持ち出す場合を除き、業務を行う執務室から持ち出させない。 4 業務を行う執務室から個人情報を持ち出す際は、取扱責任者の承認を得るとともに、区の「個人情報事故対応マニュアル」に準拠した対策を講じさせる。 5 戸別訪問の際は、区が提供する身分証を携行し業務にあたらせる。 6 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、使用者を制限させる。 7 契約の終了後、委託業務により保有した個人情報は、すべて区に返却させる。 8 パソコン内の委託業務に係る電子情報については、委託業務の完了後、消去させ、区職員が消去の確認を行う。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

## (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

## (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

## (持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

## (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

**(資料等の返還等)**

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

**(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

**(業務に関する報告)**

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

**(監査)**

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

**(従事者に対する教育)**

16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

**(事故発生時等における報告)**

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

**(公表)**

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

**(損害の賠償)**

19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。